

豊前市立学校再編成準備協議会委員の交代(継続)に係る方針

○委員（組織区分別）の交代について

(1) 市内の小中学校に通う児童生徒の保護者代表

① 充て職として引き受け、R 8年度はその職ではなくなる方

(例えば、PTA会長をやめる場合など)

⇒ 学校に相談し、後任の方に引き継いでください。

② 推薦された学校から児童生徒が卒業する方

⇒ 後任の方に引き継いでください。

③ 上記①に該当するが、継続して委員を引き受けていただける方

⇒ 学校にお申し出ください。「委員」として継続をお願いします。

④ 上記②で小学校を卒業する場合に該当するが、継続して委員を引き受けていただける方

⇒ 小学校にお申し出ください。入学する中学校の委員に欠員がでた場合など、中学校の委員として継続をお願いする場合があります。

(2) 地域代表

⑤ 充て職として引き受け、R 8年度はその職ではなくなる方

(例えば、公民館長や区長をやめる場合など)

⇒ 区長会長に相談し、後任の方に引き継いでください。

⑥ 上記⑤に該当するが、継続して委員を引き受けていただける方

⇒ 区長会長にお申し出ください。「委員」として継続をお願いします。

(3) 教職員代表

⑦ 異動で学校が変わった方

⇒ 後任の方に引き継いでください。

○役員（協議会正副会長・部会正副部会長）の交代について

・ 部会の正副部会長が不在となる場合

後任の方に引き継ぐのではなく、協議会及び部会内で再度協議し、役員を決めます。

■ 豊前市立学校再編成準備協議会設置要綱

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 市内の小中学校に通う児童生徒の保護者代表

(2) 地域代表

(3) 教職員代表

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協議会の立ち上げ時から所掌事務が完了するまでとする。